

V 生活衛生班

1 環境衛生

- (1) 環境衛生営業
- (2) 特定建築物の衛生管理
- (3) 水道に関する事業
- (4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- (1) 食品衛生対策
- (2) 食中毒予防対策
- (3) と畜検査等

3 医事・薬事

- (1) 医 事
- (2) 薬 事



1 環 境 衛 生

(1) 環境衛生営業

環境衛生営業は、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は減少傾向にある。しかし、理容所・美容所では器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場では循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業では、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、南部管内では令和5年3月末日までに275件の住宅が住宅宿泊事業として届出されている。

表1 市町村別環境衛生営業施設数

令和5年3月末日現在

業種別		市町村別	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計		
理容所			92	57	56	53	30	17	37	12	26	1				1	1	383		
美容所			257	141	138	79	76	52	79	20	65			1	1	1		910		
公衆浴場	普通浴場	公営																0		
		私営																	0	
	その他浴場	第1号				1													1	
		第2号	8	1	4	1	2	1	3	2	4								26	
		第3号																	0	
		第4号	3	3	2	5	3		3	1	1								21	
合計		11	4	6	7	5	1	6	3	5								48		
ホテル・旅館等	ホテル		5	2	1	2				8	1	1						1	21	
		客室数	157	516	168	162				374	52	57							47	1,533
		収容人員	304	1,583	252	625				1,020	104	136							74	4,098
	旅館		14	4	1	3	3	2		8	1	11	19	1			5		72	
		客室数	222	84	105	22	42	58		165	8	103	151	16			91		1,067	
		収容人員	451	186	353	71	84	120		388	24	314	469	48			175		2,683	
	簡易宿所		14	48	10	120		10	3	59	38	27	84	12	8	4	1		438	
		客室数	40	141	19	321		21	6	206	93	170	443	67	27	10	22		1,586	
		収容人員	113	641	57	1,228		58	13	758	270	649	1,510	185	108	40	56		5,686	
	下宿																		0	
		客室数																	0	
		収容人員																	0	
		旅館・ホテル	施設数	23	10	7	82	1	2	1	17	13	6	18	2			1		183
			客室数	268	530	85	148	8	13	36	281	26	23	136	2			14		1,570
収容人員			938	1,365	243	948	16	28	80	1,223	131	68	341	13			28		5,422	
合計		56	64	19	207	4	14	4	92	53	45	121	15	8	10	2		714		
	客室数	687	1,271	377	653	50	92	42	1,026	179	353	730	85	27	115	69		5,756		
	収容人員	1,806	3,775	905	2,872	100	206	93	3,389	529	1,167	2,320	246	108	243	130		17,889		
興行場	常設	3			2				1									6		
	仮設及び臨時																	0		
	合計	3			2				1									6		
クリーニング所	クリーニング所	10	8	5	3	2		2	2	2							1	35		
	取次所	172	30	48	13	15	13	23		10	1							325		
	無店舗取次店	1							1									2		
	合計	183	38	53	16	17	13	25	3	12	1						1	362		
特定建築物		28	13	19	5	10	1	9	4	4								93		
登録営業所		35	2	8	7	5	1	7		1								66		
住宅宿泊事業		50	94	37	50	2	8	9	5	17	1	1	1					275		
合計		715	413	336	426	149	107	177	139	183	48	122	17	9	12	4		2,857		

(2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が 3,000 m²を超える建築物（学校では 8,000 m²以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では 66 業者が登録している。

表 2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者

令和 5 年 3 月末日現在

業種別	市町村別															計	
	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村		
特定建築物の届出状況	興行場	2						1									3
	百貨店	1															1
	店舗	6	4	10	2	2	1	6		2							33
	事務所	17	2	5	2	1		2	1	1							31
	学校	1				5											6
	旅館	1	2	2	1				3	1							10
	その他		5	2		2											9
	計	28	13	19	5	10	1	9	4	4	0	0	0	0	0	0	93
建築物環境衛生に係る登録業者	建築物清掃業	5		3													8
	建築物空気環境測定業																0
	建築物飲料水水質検査業	1				1											2
	建築物飲料水貯水槽清掃業	12	2	2	4	3	1	3		1							28
	建築物ねずみ・昆虫防除業	8		1	2			1									12
	建築物総合管理業	5		1	1			1									8
	建築物空気調和用ダクト清掃業																0
	建築物排水管清掃業	4		1		1		2									8
計	35	2	8	7	5	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	66	

(3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が100人を超えるものをいい、そのうち給水人口が5000人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が5000人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- ・(一財) 沖縄県環境科学センター 浦添市経塚 720 tel : 098-875-1941
- ・(株) 沖縄環境保全研究所 うるま市州崎 7-11 tel : 098-934-7020
- ・日東化学工業(株) 沖縄支店 那覇市山下町 28-36 tel : 098-996-2346

(4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われてきた。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

(1) 食品衛生対策

食品流通の広域化・国際化、食生活の多種多様化の傾向が高まってきたことから、食品衛生法が HACCP に沿った衛生管理の制度化、営業許可業種の見直し、営業届出制度の新設など改正され、令和3年6月1日に本格施行された。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

業種	令和4年度																	合計
	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	※1 南部管内	※2 沖繩一円	
飲食店営業	629	390	274	208	148	93	174	85	115	30	36	13	4	12	6			2,217
一般食堂・レストラン等	84	42	35	26	15	16	20	2	14	2	1			1				258
仕出し屋・弁当屋	3	2	1	9	1	1		13		8	41	5	2	1	1			88
旅館	744	395	219	187	103	200	157	70	91	12	27	5	1	11	7	419	190	2,838
その他	183	134	87	95	59	24	43	39	55	5	3	5	1	8	3	36	15	795
菓子（パンを含む）製造業	1	1		1	1													4
乳処理業																		0
特別牛乳さく取処理業	4	5	2	3	1			1	1									17
乳製品製造業																		0
集乳業	91	85	36	52	22	17	20	19	30	2	7	1	2	5	3		2	394
魚介類販売業	1	3		1		1		1	1									8
魚介類競り売り営業	1	7	1	2				2				1						14
魚肉練り製品製造業	8	17	2	2	4			1	1									35
食品の冷凍又は冷蔵業	1	4	2	3		1								1				12
かん詰又はびん詰食品製造業	90	29	55	21	21	14	19	3	18					2		119	68	459
喫茶店営業			1		1													2
あん類製造業	16	15	12	7	3	4	5	1	3							3	2	71
アイスクリーム類製造業	72	36	22	19	15	12	24	2	10		1			2	1		2	218
乳類販売業	3			13	1		1	1	2									21
食肉処理業	89	60	40	40	25	13	29	11	29	2	2	2	1	4	1			348
食肉販売業	5	3	5			1	1	1	3									19
食肉製品製造業			1															2
乳酸菌飲料製造業	1			2	1													4
食用油脂製造業																		0
マーガリン又はショートニング製造業	2	3	3	5	1	1	1	2	3	1		2						24
みそ製造業		1	1															2
しょうゆ製造業	1	5	3	4	1	1		3	1									19
ソース類製造業		3	2	3	3		1	3	1					1				17
酒類製造業	5	8	7	3	6	1	3	1	1					1				36
豆腐製造業						1												1
納豆製造業	8	6	9		4	2	1	1	1									32
麺類製造業	106	81	43	45	29	18	22	30	31	5	5	1	2	11	4			433
そうざい製造業	2	3																5
添加物製造業																		0
食品の放射線照射業	12	14	11	10	9	3	4	12	1									76
清涼飲料水製造業	2	1		2				2	1		1							9
氷雪製造業																		0
氷雪販売業																		0
調理機能を有する自動販売機（要許可）	3	4	2				1	1										11
水産製品製造業																		0
液卵製造業								1	1	2								4
みそ又はしょうゆ製造業																		0
複合型そうざい製造業	3								1									4
冷凍食品製造業																		0
複合型冷凍食品製造業	5	3		1	1			1	1	1				1				13
漬物製造業	3	2	3	5	3	1		2	1	1								22
密封包装食品製造業	1	1					1											3
食品の小分け業	2,179	1,363	879	767	482	424	528	311	418	69	124	35	13	61	26	577	279	8,535
合計																		

※1：簡易営業または臨時営業 ※2：自動車営業

営業許可業種の見直しでは、許可を要する業種が34業種から32業種に改正されており、表2に旧食品衛生法、表3に改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数を示す。新設された営業届出制度に基づく営業届出施設数は表4のとおりである。

表2 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和4年度

業種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業件数 (年度中)	処分件数(年度中)						告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数 (年度中)	
		継続	新規		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他		
飲食店営業														
一般食堂・レストラン等	1,522			457										0
仕出し屋・弁当屋	195			47										0
旅館	68			13										0
その他	1,921			534										36
菓子(パンを含む。)製造業	555			132										24
乳処理業	1			3										1
特別牛乳さく取処理業														0
乳製品製造業	13			4										4
集乳業														0
魚介類販売業	314			70						1				6
魚介類せり売り業	5													0
魚肉練り製品製造業	14			5										0
食品の冷凍または冷蔵業	35			17										1
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記および下記以外)	12			3										6
喫茶店営業	459			154										0
(再掲)自動販売機	187			67										0
あん類製造業	2													0
アイスクリーム類製造業	62			30										7
食肉処理業	16			4										0
食肉販売業	288			72										2
食肉製品製造業	13			5										2
乳酸菌飲料製造業	2			2										0
食用油脂製造業	1			1										0
マーガリン又はショートニング製造業														0
みそ製造業	24			5										1
しょうゆ製造業	2													0
ソース類製造業	19			9										3
酒類製造業	12			3										0
豆腐製造業	26			9										0
納豆製造業				1										0
麺類製造業	25			7										3
そうざい製造業	279			74										3
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	5			2										0
食品の放射線照射業														0
清涼飲料水製造業	54			12										3
氷雪製造業	6			1										0
計	6,137	0	0	1,743	0	0	0	0	0	1	0	0		102

表3 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和4年度

業 種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃案件数 (年度中)	処分件数(年度中)						告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数 (年度中)	
		継続	新規※		営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無 許 可 業	その他		
飲 食 店 営 業	1,694		1,694	34										942
調理の機能を有する自動販売機														0
食 肉 販 売 業	60		60											33
魚 介 類 販 売 業	80		80											60
魚介類競り売り営業	3		3											0
集 乳 業														0
乳 処 理 業	3		3											2
特別牛乳搾取処理業														0
食 肉 処 理 業	5		5											4
食品の放射線照射業														0
菓 子 製 造 業	240		240	2										116
アイスクリーム類製造業	9		9											5
乳 製 品 製 造 業	4		4											8
清涼飲料水製造業	22		22											13
食 肉 製 品 製 造 業	6		6											6
水 産 製 品 製 造 業	11		11											3
水 雪 製 造 業	3		3											0
液 卵 製 造 業														0
食用油脂製造業	3		3											2
みそ又はしょうゆ製造業	4		4											2
酒 類 製 造 業	5		5											5
豆 腐 製 造 業	10		10											8
納 豆 製 造 業	1		1											1
麵 類 製 造 業	7		7											4
そうざい製造業	154		154	3										84
複合型そうざい製造業														0
冷 凍 食 品 製 造 業	4		4											3
複合型冷凍食品製造業														0
漬 物 製 造 業	13		13											11
密封包装食品製造業	22		22											15
食 品 の 小 分 け 業	3		3											1
添 加 物 製 造 業														0
計	2,366	0	2,366	39	0	0	0	0	0	0	0	0		1,328

※法改正後に初めてなされる営業許可申請は継続であっても全て新規の許可申請として取り扱われる。

保健所では、食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、「沖縄県監視指導計画」に基づき食品関係営業施設の監視指導を行っている。

また、営業者に対して食中毒予防策や HACCP に沿った衛生管理等に関する食品衛生講習会を開催し、自主管理体制の強化を図った。

さらに、食品表示の徹底を指導するとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表4 届出を要する食品関係営業施設

令和4年度

	営業施設数 (年度末現在)	処 分 件 数 (年 度 中)				告 発 件 数 (年度中)	監 視 指 導 施 設 数 (年度中)
		営 業 止 令	営 業 停 止 令	物 品 棄 命 令	そ の 他		
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	206					0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	237					1
	乳 類 販 売 業	475					4
	氷 雪 販 売 業	1					0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	253					0
販売業	弁 当 販 売 業	2					0
	野 菜 果 物 販 売 業	32					0
	米 穀 類 販 売 業	14					0
	通信販売・訪問販売による販売業	12					2
	コンビニエンスストア	217					23
	百貨店、総合スーパー	136					11
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	219					2
	その他の食料・飲料販売業	191					3
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2					0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	12					0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	25					0
	農産保存食料品製造・加工業	9					0
	調味料製造・加工業	14					0
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	3					0
	精 穀 ・ 製 粉 業						0
	製 茶 業	5					0
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	12					2
	卵 選 別 包 装 業	2					1
その他の食料品製造・加工業	99					4	
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行 商	18					0
	集 団 給 食 施 設	216					2
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	3					0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1					0
	そ の 他	10					0
計	2,426	0	0	0	0	0	55

食品等の収去試験については「沖縄県監視指導計画」に基づき残留農薬検査、放射性物質検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査ならびに食中毒調査のため収去した。検査結果に不良のある検体はなかった。結果を表5に示す。

表5 食品等の収去試験結果

													令和4年度	
	収去したものの (実数)	試験した場所			不良検体数	不良理由(延数)							暫定的な値を 規定している もの の 試験 した 体 の 収去 数 (実数)	
		保健所	地方衛生 研究所	その他		大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	残留動物用 医薬品	その他		
魚介類	2		1	1										
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品													
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品													
	凍結直前未加熱の加熱 後摂取冷凍食品													
	生食用冷凍鮮魚介類													
	魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)													
肉卵類及びその加工品	1			1										
乳製品														
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、 マーガリンを含む。)														
アイスクリーム類・氷菓														
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)														
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	5		5											
菓子類														
清涼飲料水														
酒精飲料														
氷雪														
水														
かん詰・びん詰食品														
その他の食品	7		7											
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														
おもちゃ														
計	15	0	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 食中毒予防対策

令和4年度は食中毒が2件発生した。病因物質はカンピロバクター属菌が1件で患者3名、原因施設は飲食店であるが施設の特定には至らなかった。もう1件は患者1名で自然毒であるシガトキシンが病因物質のシガテラ食中毒であった。シガトキシンを含む魚を喫食することで発症し、沖縄県で多くみられる食中毒である。魚の購入場所の特定には至らなかった。

営業者に対して手洗い及び適切な食品の取扱いについて指導するとともに、食中毒の未然防止に努めるよう普及啓発と監視指導が必要である。

表6 食中毒発生状況

								令和4年度
	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	
1	R4.11.29	自宅	不明	3	不明	カンピロバクター属菌	飲食店 (ただし特定はできず)	
2	R4.12.27	自宅	4	1	魚のあら汁	シガトキシン	家庭 (魚の購入場所は特定できず)	

(3) と畜検査等

ア と畜検査実施状況（令和4年度）

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。

表1 と畜検査実施状況

令和4年度

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開	場	数	64	5	5	6	4	4	5	4	7	10	6	4	4
	査	員	数	64	5	5	6	4	4	5	4	7	10	6	4
嘱託獣医師		数	0												
豚	と畜頭数	76	3	4	5	4	8	2	4	6	30	7	1	2	
	開場日数	29	2	3	2	3	3	2	2	2	5	3	1	1	
	禁止	0													
	全廃棄	0													
	処分実頭数	76	3	4	5	4	8	2	4	6	30	7	1	2	
	疾病別頭数	84	3	5	5	6	9	3	4	7	32	7	1	2	
	一部廃棄総数	247	14	17	14	16	27	6	15	20	79	28	3	8	
	一部廃棄 病名詳細	胸膜炎	7	2	1							4			
		肺炎その他型	65	1	3	5	4	8	1	4	5	24	7	1	2
		心外膜炎	15	2	3	1				2	1	4	2		
		肝包膜炎	18	2	1	2		1	2	1		6	2	1	
		肝寄生虫肝炎	39	1	3		4	6			5	13	5		2
		腸膜炎	10	1	2		3					2	2		
		腹膜炎	50	2	2	5	1	6	2	4	6	14	5	1	2
		腎炎他	35	3	1		3	6		4	2	10	5		1
腎嚢胞		2			1						1				
その他		6		1		1		1			2			1	
山羊 (綿羊を含む)	と畜頭数	151	16	12	14	12	9	14	12	19	15	11	7	10	
	開場日数	52	5	5	6	3	4	5	4	5	4	4	3	4	
	禁止	0													
	全廃棄	0													
	処分実頭数	89	5	6	10	11	9	10	3	10	8	9	5	3	
	疾病別頭数	98	5	6	10	12	10	12	3	13	9	10	5	3	
	一部廃棄総数	117	8	6	12	18	14	12	4	14	9	10	7	3	
	一部廃棄 病名詳細	胸膜炎	0												
		肺炎その他型	20	3	2	1	4	2	2	1	1		3		1
		心外膜炎	0												
		心内膜炎	0												
		肝包膜炎	0												
		肝炎他	8	1		2	2	1						2	
		腎炎他	67	3	4	9	10	8	6	3	8	7	5	2	2
		腎嚢胞	0												
脾蛭		6	1			1	1	1			1	1			
腸膜炎		12				1	2	2		2	1	1	3		
腹膜炎	0														
その他	4						1		3						
牛 (とくを含む)	と畜頭数	3								1	1		1		
	開場日数	3								1	1		1		
	禁止	0													
	全廃棄	0													
	処分実頭数	2									1		1		
	疾病別頭数	3									1		2		
	一部廃棄総数	4									1		3		
	一部 病名 詳細	胸膜炎	0												
		その他肺炎	1											1	
		心外膜炎	0												
		肝包膜炎	0												
		肝炎	1											1	
		腎嚢胞	0												
		腎炎他	1									1			
		腹膜炎	0												
その他	1												1		

イ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和4年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和4年度

処理場名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
久米島赤鶏牧場	確認羽数	689	582	526	160				1,234	1,358	1,301	988	1,035	7,873	
	廃棄羽数	全部廃棄			4	14								7	25
		一部廃棄													0
久米島高等学校	確認羽数	117		86			148						96	447	
	廃棄羽数	全部廃棄			1									6	7
		一部廃棄													0

全部廃棄：と体、内臓すべての廃棄

一部廃棄：内臓等一部の廃棄

ウ と畜場及び認定小規模食鳥処理場の概要

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場	認定小規模食鳥処理場
名称	久米島と畜場	久米島赤鶏牧場	沖縄県立久米島高等学校
代表者	久米島町長	山城和満	学校長
所在地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7	久米島町字嘉手苅727
電話番号	098-985-3094	098-985-2379	098-985-2233
許可年月日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日	令和元年5月22日
許可番号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号	沖縄県指令福第167号
検印番号	7		
使用水	上水道水	上水道水	上水道水
処理獣畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏	鶏
1日の処理能力	大動物1頭、小動物17頭	150羽	50羽

表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜種	使用料	解体料	検査手数料
牛・馬	2,500	1,200	600
豚・とく・こま	1,100	900	300
山羊・綿羊	200	200	200

3 医事・薬事

(1) 医事

ア 管内の病院、診療所

令和5年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ28件、419件となっている。

表1 市町村別病院・診療所施設数

令和5年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	7	35	46	81	45	15	60	148
糸満市	5	9	21	30	18	3	21	56
豊見城市	4	15	30	45	18	5	23	72
南城市	1	6	11	17	9	2	11	29
西原町	2	9	13	22	8	1	9	33
与那原町	1	3	6	9	4	2	6	16
南風原町	6	10	20	30	9	7	16	52
久米島町	1	1	2	3		1	1	5
八重瀬町	1	6	8	14	7	1	8	23
渡嘉敷村			1	1	1		1	2
座間味村			2	2				2
栗国村			2	2		1	1	3
渡名喜村			1	1		1	1	2
南大東村			1	1		1	1	2
北大東村			1	1		1	1	2
合計	28	94	165	259	119	41	160	447

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

イ 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は318件となっている。

表2 市町村別施術所数

令和5年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	73	25	19	20	14	11	23	4	15							204
柔道整復師法	41	14	21	6	5	10	9		7					1		114
合計	114	39	40	26	19	21	32	4	22	0	0	0	0	1	0	318件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律により、出張専門の届出をした者が84人いる。

(2) 薬事

ア 管内の薬局開設件数等

令和5年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局161件、店舗販売業77件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

令和5年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	那覇市	県外	合計
薬局	52	19	25	8	17	7	19	2	11					1				161
薬局製剤製造販売業	3	1			3	1	3		1									12
薬局製剤製造業	3	1			3	1	3		1									12
店舗販売業	20	10	14	8	3	6	9	3	3		1							77
配置販売業	5	3	1	1	1		1		3							6	6	27
卸売販売業	23	5	10		1	2	8											49
特例販売業				1						1	1	1		1	1			6
合計	106	39	50	18	28	17	43	5	19	1	2	1	0	2	1	6	6	344

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

イ 管内の毒物劇物営業登録件数

令和5年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は111件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

令和5年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	合計
一般	36	12	9	3	6	4	12	1	4							87
農薬用品目	1	3	3	4	1		1	1	3			1		1	1	20
特定品目	2	2														4
合計	39	17	12	7	7	4	13	2	7	0	0	1	0	1	1	111